

生駒市規則第 8 号

生駒市障害程度区分認定審査会規則をここに公布する。

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市障害程度区分認定審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 1 8 年 3 月生駒市条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき、生駒市障害程度区分認定審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第 2 条 障害者自立支援法施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 8 条第 1 項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は、8 以内とする。

(合議体の委員の定数)

第 3 条 合議体を構成する委員の定数は、3 人以上とする。

(合議体の招集)

第 4 条 合議体は、当該合議体の長が招集する。

(合議体の長の職務代理)

第 5 条 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ当該合議体の長が指名する委員が、その職務を代理する。

(施行の細目)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、生駒市障害程度区分認定審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。